

危険なブロック塀等の解体には 補助制度があります！



危険なブロック塀等を適切に管理して
○通行者の安全確保
○所有者の補償等のリスク低減
○緊急時の避難経路・救助空間の確保
を図りましょう

臼杵市危険ブロック塀等除却事業補助金



対象となる塀

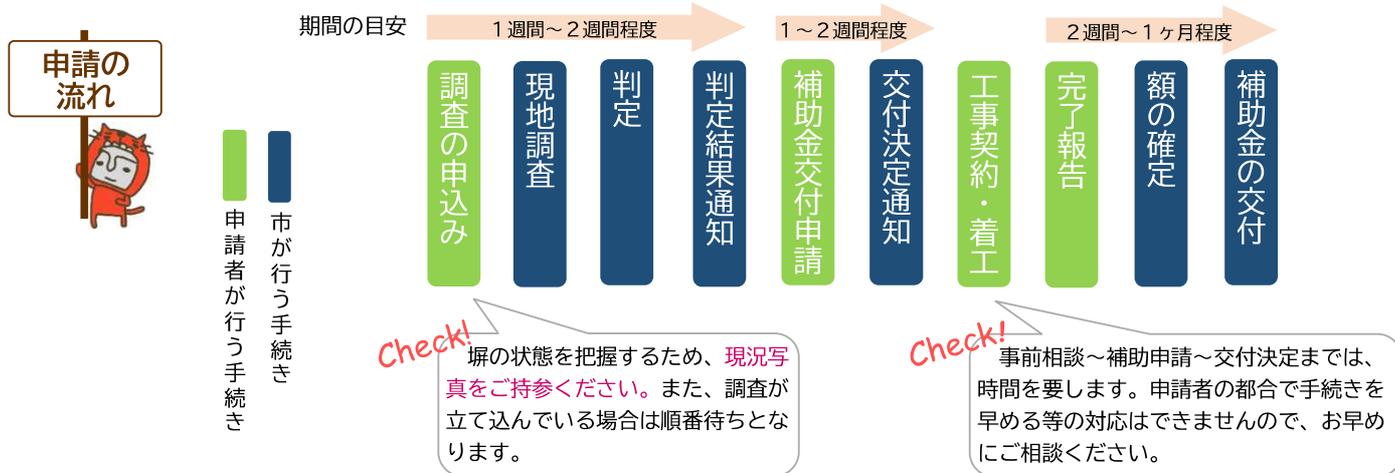
例えば
高さ1.6m、幅2mの
コンクリートブロック塀の重さは
500kg以上!



対象者 危険ブロック塀等の所有者または管理者で、
市税等の滞納がない方

以下の要件を全て満たすブロック塀等（コンクリートブロック造、コンクリートパネル造、石造、れんが造、その他組積造による塀 ※フェンス等との混用である場合を含む）

- 道路に面している（私道を除く）
- 地盤面からの高さが1m以上ある
- ひび割れまたは傾きがある
- 市が調査を行い、危険と判定したもの



補助額

危険ブロック塀等の除却に要する費用の1/2（上限10万円）

※除却後に塀を新設する費用は対象となりません。

その他

- 道路に面している危険ブロック塀を全て除却してください（土留めを除く）。
- 市から交付決定を受ける前に工事契約・着工したものは補助対象となりません。
- 老朽危険家屋等除去促進事業補助金との併用はできません。また、同一敷地内で過去に補助を受けブロック塀等を除却している場合も対象となりません。
- 市の予算には限りがあります。危険ブロック塀等に該当してもすぐに補助申請ができない場合がありますのでご了承ください。

問合せ・ご相談はこちら



臼杵市都市デザイン課

☎0972-72-1061

調査申込書の
ダウンロード
はこちら→

